

奨学生出願資格及び給付内容等について

稚内大谷高校は奨学生で出願し、採用となった生徒に対し、授業料を全額（国の就学支援金と北海道の授業料軽減分を除く）給付し、入学金についても全額・一部給付（奨学生種類により異なる）とします。

野球奨学生	募集人員	学業・技能・人物等	学力試験	給付内容	その他
野 球 奨 学 生	5名	学業・人物共に優れ、併せて野球技能が優秀で、今後一層の向上が期待できる者	<u>実施しない</u> ※学力点検を実施	入学金全額給付・授業料の全額給付 <small>（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費¥6,900は負担）</small>	平成29年3月中学校卒業見込みの者

特別奨学生	募集人員	3年間の評定合計	学業・教科外活動・人物等	学力試験	給付内容	その他
学 業 奨 学 生	A	若干名	主要5教科の合計70以上（併願可） 学業・人物共に優秀で、大学進学を希望する者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が70%以上で採用とし、70%未満であればA奨学生として扱う	入学金全額給付・授業料の全額給付 <small>（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費¥6,900は負担）</small>	平成29年3月中学校卒業見込みの者 ※学力試験の得点が75%以上の者は、月額¥5,000の就学資金を支給する。
	B	若干名				
教科外活動奨学生	若干名	86(平均3.2)以上	学業・人物共に優れ、併せて教科外活動が優秀な者	<u>実施しない</u> ※学力点検を実施	入学金¥160,000 → ¥0 授業料¥25,000 → ¥0	平成29年3月中学校卒業見込みの者
スポーツ・文化奨学生	A	若干名	スポーツ・文化・人物が共に優秀な者	<u>実施しない</u> ※学力点検を実施	入学金一部給付・授業料の全額給付 <small>（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費¥6,900は負担）</small>	平成29年3月中学校卒業見込みの者
	B	10名程度				

普通奨学生	募集人員	3年間の評定合計	学業・教科外活動・人物等	学力試験	給付内容（入学金一部給付・授業料の全額給付）	その他
A 奨 学 生	若干名	90(平均3.3)以上	人物に優れ、今後の向上が期待できる者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が55%以上で採用とし、55%未満であれば得点に応じた奨学生、または一般出願者として扱う	入学金¥160,000 → ¥20,000 授業料¥25,000 → ¥0 <small>（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費¥6,900は負担）</small>	平成29年3月中学校卒業見込みの者 ※3年間の欠席日数が30日以内の者
B 奨 学 生	若干名	80(平均3.0)以上	人物に優れ、今後の向上が期待できる者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が45%以上で採用とし、45%未満であれば得点に応じた奨学生、または一般出願者として扱う	入学金¥160,000 → ¥40,000 授業料¥25,000 → ¥0 <small>（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費¥6,900は負担）</small>	平成29年3月中学校卒業見込みの者 ※3年間の欠席日数が30日以内の者
C 奨 学 生	若干名	70(平均2.6)以上	人物に優れ、今後の向上が期待できる者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が40%以上で採用とし、40%未満であれば一般出願者として扱う	入学金¥160,000 → ¥60,000 授業料¥25,000 → ¥0 <small>（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費¥6,900は負担）</small>	平成29年3月中学校卒業見込みの者 ※3年間の欠席日数が30日以内の者

※ 奨学生出願に関する必読事項

※保護者等の市町村民税が非課税世帯は入学金が免除されます。（別紙参照）

1. 奨学生で出願する者は本校を専願とし、合格した者は必ず入学するものとする。但し、学業奨学生（A）は併願を可とする。
2. 普通奨学生で出願し不採用となった場合、入学試験の得点に応じた奨学生、又は一般出願者として可否の判定を行う。
3. 普通奨学生で出願し不採用となり一般出願者扱いとなった場合は、入学金¥80,000・授業料¥25,000・諸経費（PTA・生徒会・特別教育活動費・施設維持費）¥6,900の負担とする。
4. 野球奨学生及び特別奨学生（学業、教科外活動、スポーツ・文化）に出願する者は、事前に本校のクラブ顧問（野球部・男子サッカー部・男女バスケットボール部・女子バレーボール部・吹奏楽部）に意向を伝え、了承を得ることとする。なお、教科外活動における個人種目は全道大会ベスト4以上とし、出願の際は事前に教頭まで意向を伝えることとする。
5. 野球奨学生については、日本高等学校野球連盟規定に基づくものである。
6. 国の就学支援金制度が変更になった場合、奨学生の給付内容について変更になることがある。
7. 欠席日数は、病気、怪我による入院、またはそれによる通院は考慮する。
8. 奨学生の資格喪失については、奨学生給付規程に基づく。（校規を乱した者等）